

参考資料

参考資料 1 子ども・子育てに関するデータ

- ① 未婚率の推移
- ② 晩婚率の推移
- ③ 出生時年齢の推移
- ④ 理想の子ども数と実際の子ども数とのギャップ
- ⑤ 熊本県における世帯数、世帯人員、世帯の内訳
- ⑥ 近所の人との助け合いに関する認知（全国）
- ⑦ 子育ての孤立感（全国）
- ⑧ 熊本県における女性就業率の上昇
- ⑨ 共働き世帯数の推移（全国）
- ⑩ 男女別育児休業取得率の推移
- ⑪ 妊娠・出産前後に退職した理由

参考資料 2 子ども・子育て支援法（抜粋）

参考資料 3 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

参考資料 4 熊本県子ども・子育て会議条例

参考資料 5 熊本県子ども・子育て会議委員名簿

参考資料 6 熊本県子ども輝き条例

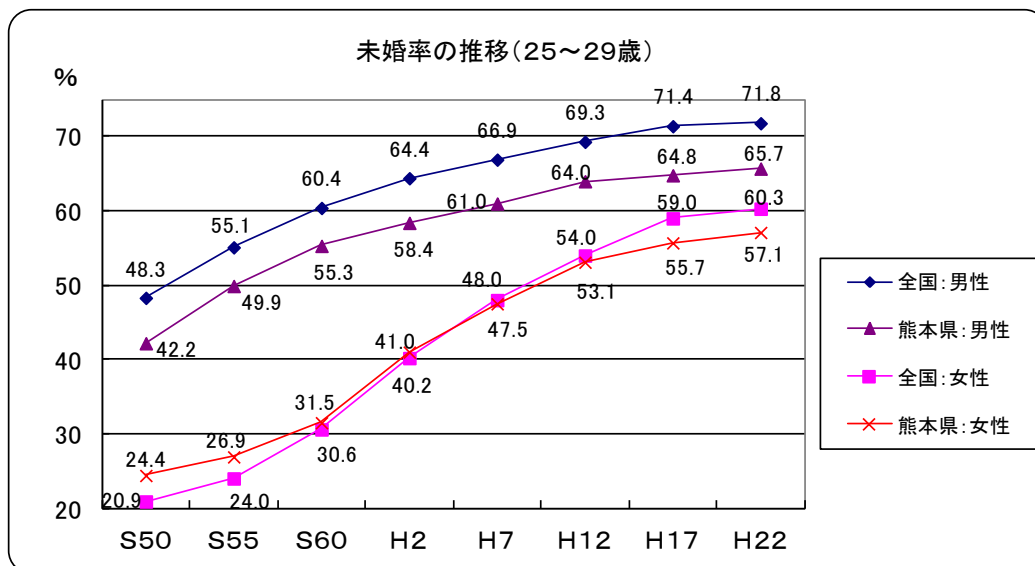
参考資料 7 くまもと家庭教育支援条例

参考資料 8 パブリック・コメントの実施結果について

参考資料 9 計画策定の経過

参考資料1 ①未婚率の推移

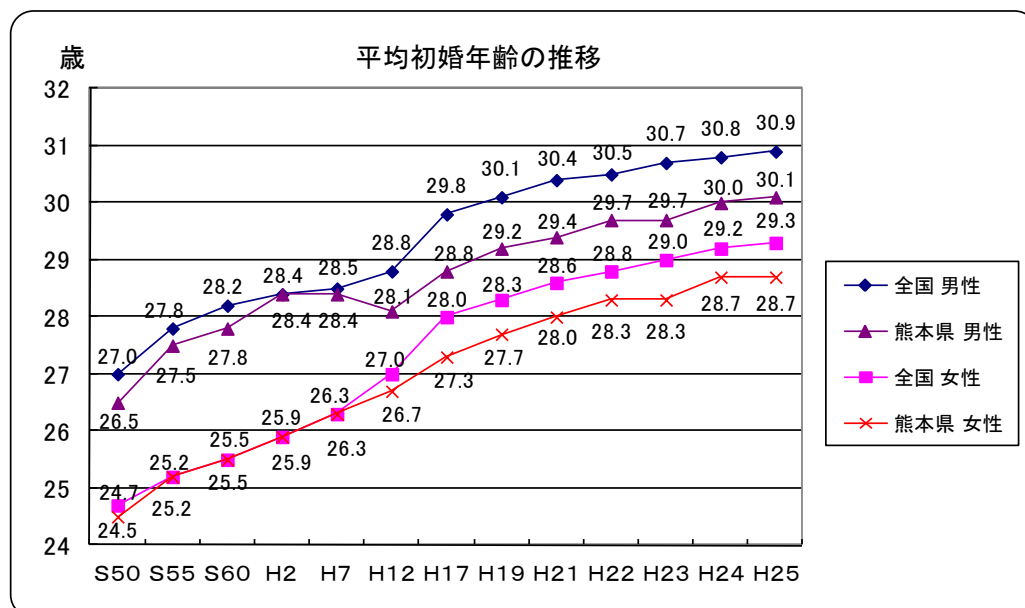
本県の未婚率は、全国と比べると低い水準ですが、全国の動向と同じように男性、女性ともに上昇しています。



出典：国勢調査

参考資料1 ②晩婚率の推移

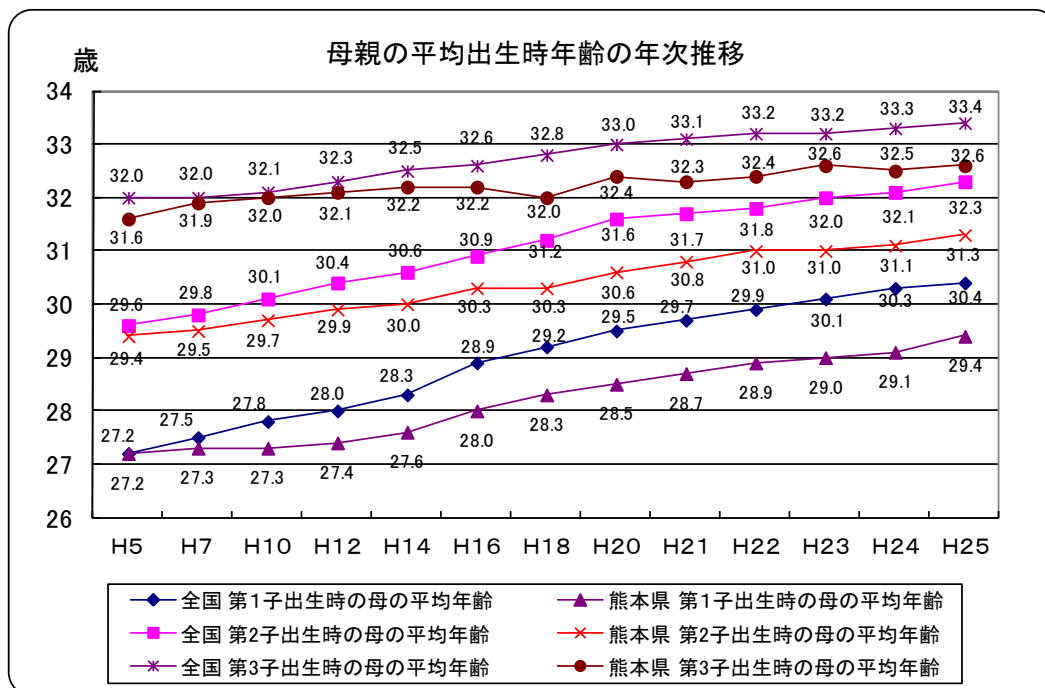
本県の平均初婚年齢は、全国と比べると若いですが、男性、女性ともに年々高くなっています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

参考資料1 ③出生時年齢の推移

出生したときの母親の平均年齢をみると、本県は全国と比べると若いですが、第1子から第3子までいずれも年々上昇しています。



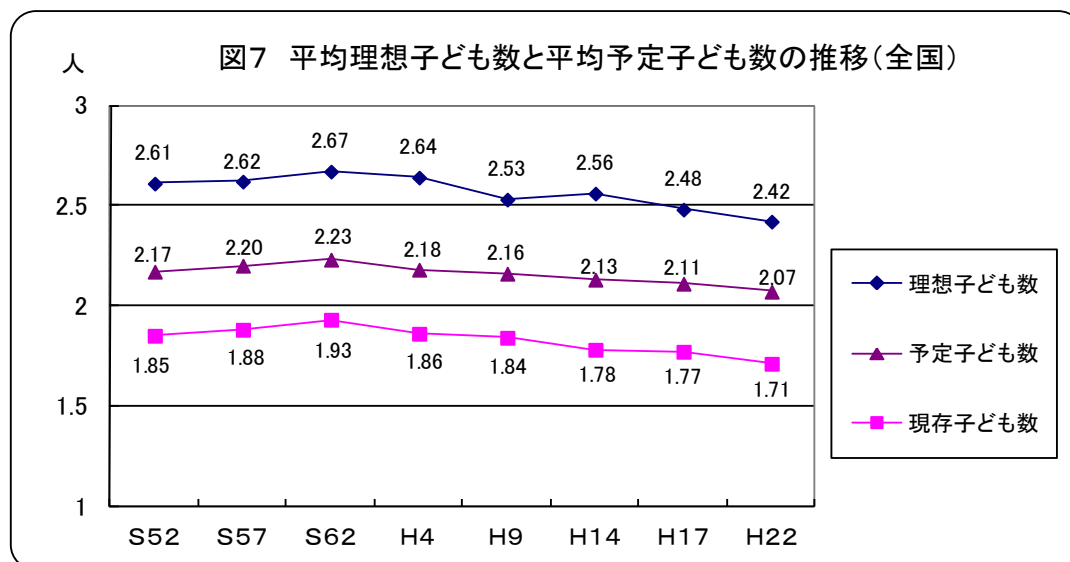
出典：厚生労働省「人口動態統計」

参考資料1 ④理想の子ども数と実際の子ども数とのギャップ

■ 理想子ども数と予定子ども数のギャップ

夫婦が考える理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、全国的に低下しており、昭和52年の2.61人から平成22年は2.42人となっています。また、夫婦が実際に持つ予定の子どもの数（平均予定子ども数）も、昭和52年の2.17人から平成22年は2.07人と調査開始以降最も低くなっています。

また、「平均予定子ども数」が「平均理想子ども数」を平成22年で0.35人下回っていますが、その理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（60.4%）が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」（35.1%）となっています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

■ 理想の子ども数を持たない理由（全国）

（単位：％）

子育てや教育にお金がかかりすぎるから	60.4
高年齢で生むのはいやだから	35.1
欲しいけれどもできないから	19.3
健康上の理由から	18.6
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	17.4

参考資料1 ⑤熊本県における世帯数、世帯人員、世帯の内訳

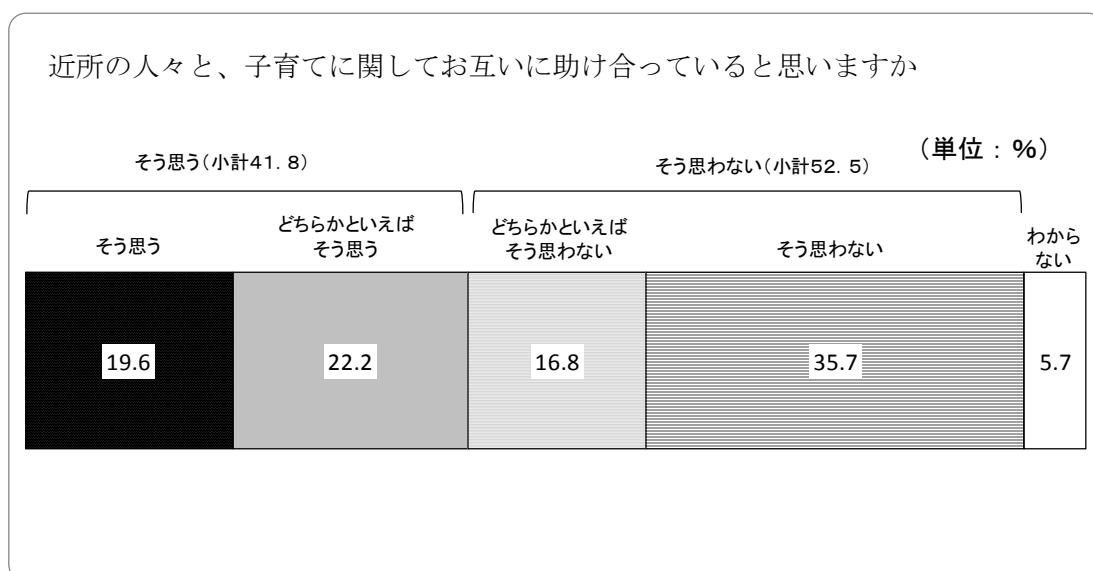
	S60	H7	H12	H17	H22
世帯数	553,963	618,211	647,216	667,533	688,234
人口総数	1,837,747	1,859,793	1,859,344	1,842,233	1,817,426
世帯当たり人員	3.32	3.01	2.87	2.69	2.64

	S60		H7		H12		H17		H22	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯数	551,628	100%	615,744	100%	644,963	100%	664,338	100%	686,123	100%
核家族世帯数	312,390	56.6%	344,491	55.9%	362,400	56.2%	373,261	56.2%	382,235	55.7%
3世代世帯数	105,559	19.1%	91,729	14.9%	82,017	12.7%	72,412	10.9%	61,000	8.9%
単独世帯数	102,336	18.6%	143,171	23.3%	161,483	25.0%	176,246	26.5%	197,270	28.8%

出典：国勢調査

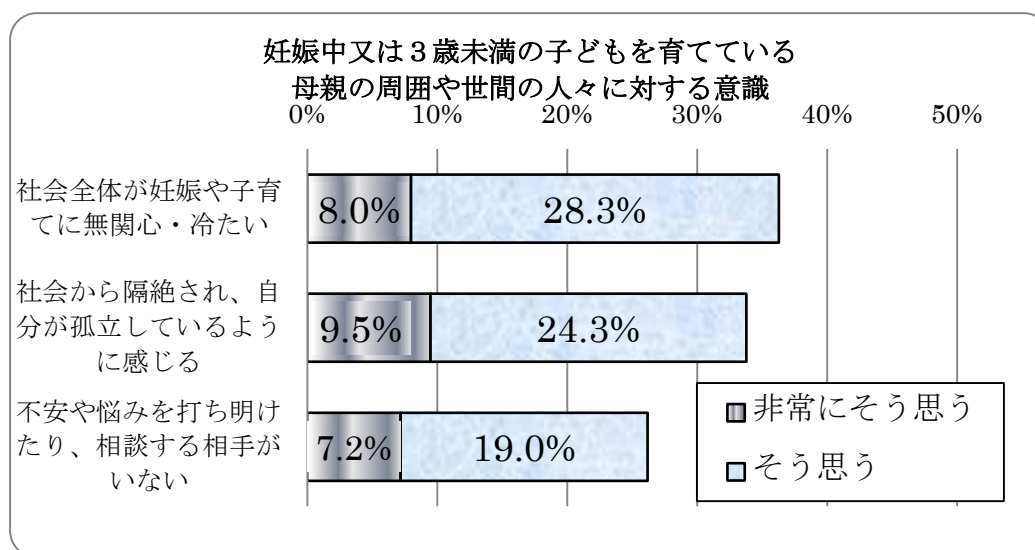
※3世代世帯数は、夫婦・子どもと両親から成る世帯、夫婦・子どもとひとり親から成る世帯、夫婦・子どもと他の親族（親を含まない）から成る世帯、夫婦・子ども・親と他の親族から成る世帯の合計数

参考資料1 ⑥近所の人との助け合いに関する認知(全国)



出典：平成26年度内閣府「母子保健に関する世論調査」

参考資料1 ⑦子育ての孤立感（全国）



出典：平成23年子ども未来財団発表

「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」

参考資料1 ⑧熊本県における女性就業率の上昇

男女別就業者数の推移

	H12		H17		H22	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
就業者数(総数)	886,887人	100%	873,871人	100%	834,244人	100%
うち男性(割合)	490,426人	55.3%	475,819人	54.4%	448,502人	53.8%
うち女性(割合)	396,461人	44.7%	398,052人	45.6%	385,742人	46.2%

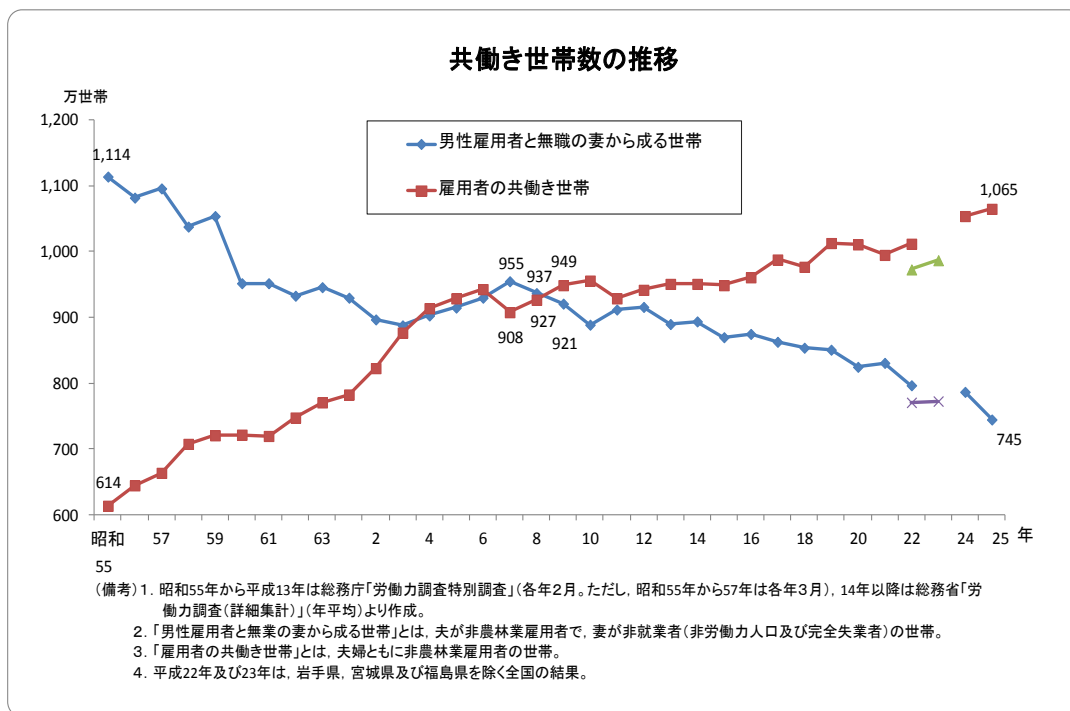
出典：国勢調査

生産年齢人口（15歳以上65歳未満）に占める就業者数の割合の推移

	H12	H17	H22
総数	68.8%	69.1%	68.2%
男性	77.6%	76.6%	74.6%
女性	60.5%	62.0%	62.2%

出典：国勢調査

参考資料1 ⑨共働き世帯数の推移（全国）



出典：内閣府「男女共同参画白書 平成25年版」

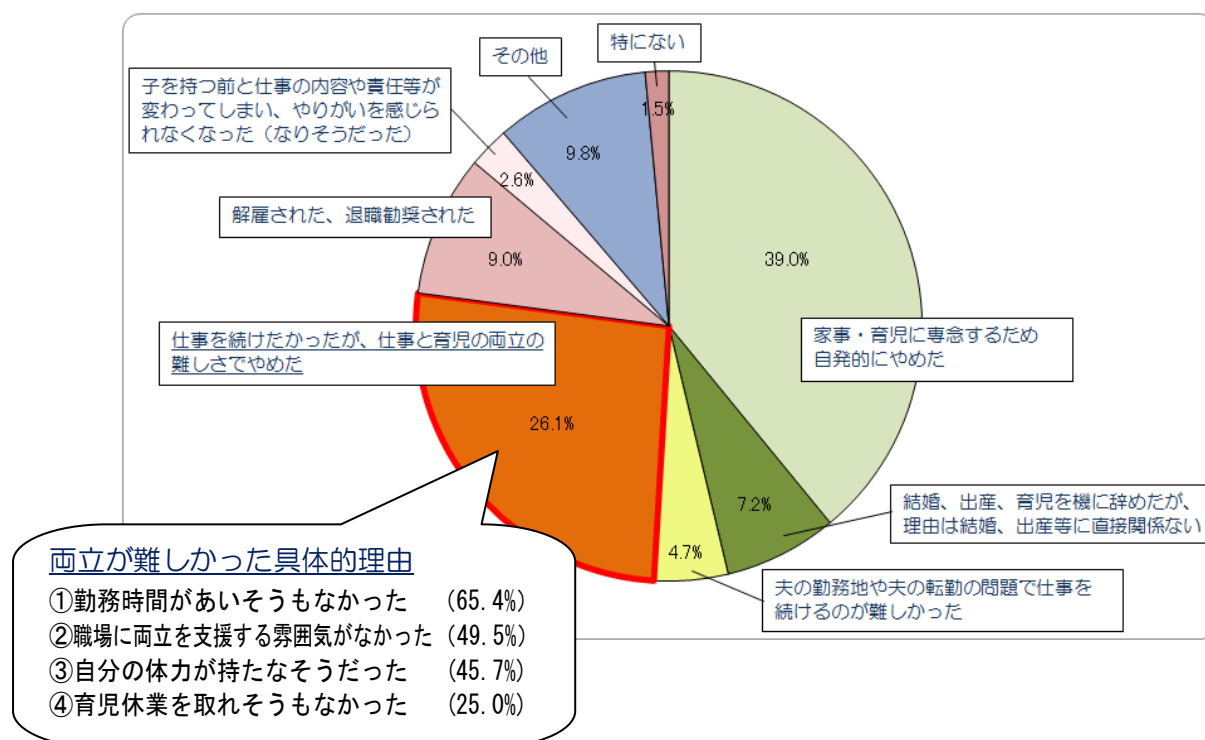
参考資料1 ⑩男女別育児休業取得率の推移

男女別育児休業取得率の推移 (単位：%)

年度	熊本県		全国	
	女性	男性	女性	男性
H19	86.2	0.8	89.7	1.56
H20	94.0	1.4	90.6	1.23
H21	81.4	2.4	85.6	1.72
H22	91.4	1.6	83.7	1.38
H23	92.9	1.4	87.8	2.63
H24	96.0	1.3	83.6	1.89
H25	94.5	2.2	76.3	2.03

出典：熊本県労働条件等実態調査、厚生労働省「雇用均等基本調査」(全国)

参考資料1 ⑪妊娠・出産前後に退職した理由



出典：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(厚生労働省委託)(2008年)

「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」

参考資料2 子ども・子育て支援法（抜粋）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

参考資料3 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

参考資料4 熊本県子ども・子育て会議条例

○熊本県子ども・子育て会議条例

（平成 25 年 10 月 11 日条例第 51 号）

改正 平成 26 年 10 月 14 日条例第 61 号

熊本県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

熊本県子ども・子育て会議条例

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 77 条第 4 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 4 項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第 6 条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

- 第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

- 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、子ども・子育て会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条に規定する準備行為のうち同法による改正後の認定こども園法第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る事務を処理することができる。この場合において、子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

附 則（平成26年10月14日条例第61号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料5 熊本県子ども・子育て会議委員名簿

（五十音順）

氏名	所属	備考
荒木 泰臣	熊本県町村会 会長	
大矢野 隆嗣	熊本県私立幼稚園連合会 副理事長	
尾道 幸子	元 くまもと江津湖療育医療センター 地域療育部長	
加島 裕士	熊本県経営者協会 専務理事	
清田 明子	熊本県内認定こども園 代表	
佐々木 義博	日本労働組合総連合会熊本県連合会 事務局長	
柴田 恒美	子育てひろば全国連絡協議会 理事	
小岱 紫明	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会 副会長	
高寄 哲哉	熊本県市長会 副会長	
塚本 美津代	熊本県保育協会 理事長	
出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部 准教授	職務代理者
永瀬 義剛	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会 会長	
前田 千恵子	熊本県学童保育連絡協議会 副会長	
山並 道枝	熊本県認可外保育施設連絡会 会長	
吉田 道雄	熊本大学 名誉教授	会長
渡邊 美紗子	熊本県保育協議会推薦 認可保育所保護者代表	

（平成27年3月時点）

参考資料6 熊本県子ども輝き条例

（平成19年10月3日条例第54号）

子どもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たちすべての未来である。

また、子どもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければならない存在であり、すべての子どもが健やかに育つことは、私たち県民みな願ひである。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなで子どもの育ちを支えていくことが必要である。

これまで、子どもを社会の一員として尊び、よりよい環境の中で育てていくための取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により熊本の子どもが日本で一番生き生きと輝くことは、熊本が輝くことにほかならない。

ここに、すべての子どもがいつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

（基本理念）

第3条 すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) すべての子どもは、生まれ育ってきた状況、性別、障害又は病気の有無等にかかわらず、世界に一つのかげがえのない存在であること。
- (2) すべての子どもは、社会の一員としてその人権及び個性が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (3) すべての子どもは、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができること。

（子どもの育ちの環境づくり）

第4条 県民は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

- (1) すべての子どもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。

- (2) すべての子どもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な指導を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- (3) すべての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- (4) すべての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育っていけること。
(子どもに教え伝えていくこと)

第5条 県民は、すべての子どもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくものとする。

- (1) 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- (2) 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- (3) 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- (4) 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。
(それぞれの役割)

第6条 子どもの保護者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、子どもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めるものとする。

- 2 子どもの教育、保育等を行う者は、子どもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、子どもの育ちを支援していくよう努めるものとする。
- 3 県民及び事業者は、子どもを地域及び社会全体で育てていくという認識の下、子どもの育ちを支えていくよう努めるものとする。
(県の取組)

第7条 県は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他子どもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していくものとする。

- 2 県は、この条例に掲げる基本理念について、子どもを含めた県民の理解が深まり、この条例に規定する取組について、県民がそれぞれの立場で進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていくものとする。
(肥後っ子の日)

第8条 県は、県民一人一人が、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて関心と理解を深めるとともに、その実現に向けてそれぞれの家庭、学校、職場、事業所等において特に取組を行う日として、肥後っ子の日を設ける。

- 2 肥後っ子の日は、毎月15日とする。

参考資料7 くまもと家庭教育支援条例

くまもと家庭教育支援条例

（平成24年12月25日条例第88号）

くまもと家庭教育支援条例をここに公布する。

くまもと家庭教育支援条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 家庭教育を支援するための施策(第12条—第17条)

附則

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。

これまで、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促

すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。
- 2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。
- 3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- 4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

（基本理念）

- 第3条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。
- 3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

（市町村との連携）

- 第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（保護者の役割）

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、家庭及び地域住民と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

（地域の役割）

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第11条 知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

第2章 家庭教育を支援するための施策

（親としての学びを支援する学習機会の提供）

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なこ

とを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、親としての学びを支援する講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

（親になるための学びの推進）

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

（人材養成）

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互間の連携の推進を図るものとする。

（家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進）

第15条 県は、家庭、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

（相談体制の整備・充実）

第16条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

（広報及び啓発）

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

- 2 県は、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考資料8 パブリック・コメントの実施結果について

（1）実施内容

平成26年12月26日（金）から平成27年1月24日（土）にかけて「くまもと子ども・子育てプラン（素案）」を県ホームページや各地域振興局等で公表し御意見を募集しました。

（2）意見の件数

2件（1個人、1団体）の御意見が寄せられました。

（3）意見の主な内容

- ①子どもたちの健やかな成長及び子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要
- ②「「会議を置きます」は「会議を設置します」、「この他」は「このほか」としたらどうか」など、字句等の修正

（4）意見の取扱い

寄せられた2件の意見内容を検討し、以下の2つの対応方法に分類して公表しました。公表は、県ホームページや各地域振興局等で実施しました。

寄せられた御意見をもとに、表現の修正等をさせていただきました。

- ①参考：今後の取組の参考とさせていただくもの 1件
- ②反映：意見を踏まえて計画案に反映させるもの 1件

参考資料9 計画策定の経過

平成25年11月	第1回熊本県子ども・子育て会議
平成26年2月	第2回熊本県子ども・子育て会議
8月	第3回熊本県子ども・子育て会議
11月	第4回熊本県子ども・子育て会議
12月	パブリック・コメント（～平成27年1月）
平成27年2月	第5回熊本県子ども・子育て会議
3月	くまもと子ども・子育てプランの策定